

# 北九州市立消費生活センター ヤング消費者トラブル情報



## 増加する美容医療サービスのトラブル —不安をあおられても、慎重に—

### 【相談事例】

- ウェブ広告に「ほくろ除去1ミリ1万円」とあった為、クリニックに話を聞きに行った。「早く手術を受けた方が良い」と言われ、緊急性を要するのかと不安になった。急かされるまま15万円の契約をし、その日に手術を受けることになってしまった。帰宅後、高すぎると思い後悔したが、今からクーリング・オフできるだろうか。(20代 女性)
- クリニックの「目の下のクマとり注射1本お試し」のSNS投稿を見て予約した。カウンセリングでは、注射1本では効果が無く、その日限りの65万円での施術を勧められ契約した。期待した効果はなく瞼から出血もあったので、減額して欲しい。(20代 女性)



美容目的の施術は、多くの場合、緊急性がありません。

カウンセラーなどから不安をあおられ、急かされて契約し、即日施術を受けた後で後悔しているケースがみられます。

### ＼アドバイス／

◆今すぐ施術が必要だと不安をあおられたり、モニター契約等を勧められても、その場で契約や施術をしないようにしましょう。

◆施術前にリスクや副作用の確認をしましょう。

◆クレジットを組んでまで必要な施術なのか、よく考えましょう。

◆一部の美容医療サービスは、期間が1か月を超え、金額が5万円を超える契約の場合は、クーリング・オフや中途解約ができます。全ての美容医療サービスが適用されるわけではありませんので、契約をやめたい場合は早めに消費生活センターにご相談ください！



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)